

重要

令和7年度果樹経営支援対策事業（第1次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「優良品目・品種への改植又は新植」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図を添付の上、役場農業振興課へ提出してください。
※交付決定時期は令和7年9月上旬を予定しています。樹木の伐採や資材の購入、業者との契約が可能となるのは交付決定後です。

要望しても、必ず交付決定されるとは限りません。事業着工は必ず交付決定後に行ってください。

※例年、補助金対象外となる事例が発生しております。

※国からの正式な通知前にご案内しております。一部内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

※申込期限は令和7年3月21日（金）までとなっております。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から⑤のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者（果樹経営者のみ）※新たに果樹経営を開始する方は本事業の対象外です（認定新規就農者以外）。
② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者
（ただし、ぶどう単作の場合は、その経営面積を0.5ha以上とする。）
③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
④ 認定新規就農者
⑤ 産地協議会が認める生産者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

事業の内容		補助率	その他の要件
優良品目・品種への改植又は新植			
(1) りんご改植			実施面積 2a以上 ・通常の植栽密度を有し、かつ過去5年以上通常の生産が行われている園地 ・過去に補助事業で植栽した果樹の場合、8年以上経過していなければ実施は不可
① わい化への改植（89本/10a 以上）	定額：33万円/10a		
② 普通台への改植（18本/10a 以上）	定額：17万円/10a		
③ 高密植栽培への改植（165本/10a 以上）	定額：53万円/10a		
④ 超高密植栽培への改植（250本/10a 以上）	定額：73万円/10a		
(2) 落葉果樹普通樹への改植（ぶどう・おうとう・桃）	定額：17万円/10a		
(3) 新植			
① 慣行栽培（普通台・その他落葉果樹）	定額：15万円/10a		
② わい化栽培	定額：32万円/10a		
③ 高密植栽培	定額：52万円/10a		
④ 超高密植栽培	定額：71万円/10a		

※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。

*** ウラ面につづく ***

令和7年度 果樹経営支援対策整備事業（第1次）の実施要望書（優良品目・品種への転換）

I. 事業主体（農業者）の担い手要件

農業者氏名	農業者住所	電話番号	担い手の区分	果樹経営面積 (担い手の区分が②・③の場合記入)
印	鶴田町大字	■自宅 0173- ■携帯 -	①・② ③・④・⑤	ha

- ※担い手の区分 ① 認定農業者（果樹経営者のみ）新たに果樹経営を開始する方は本事業の対象外です（認定新規就農者以外）。
② 本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者（ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上）
③ 本人又は後継者が65歳未満でエコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者
④ 認定新規就農者
⑤ 産地協議会が認める生産者

II. 事業の内容

園地 番号	園地の所在地 (1筆ごとに記入)	1筆の全部 または一部	実施面積	転換元（伐採樹の現況）				転換先（新たに植栽する内容）			
				普通樹または わい化の区分 (○で囲む)	品種名 (品種ごとに記入)	伐採 本数	過去の補 助事業に よる植栽 の有無	普通樹または わい化の区分 (○で囲む)	品種名 (品種ごとに記入)	植栽 本数	植栽間隔
1	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植		本	×
2	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植		本	×
3	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植		本	×
4	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植		本	×
合 計			m ²			本					

III. 消費税申告（○で囲む）

課税事業者	① 本則課税
	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

優良品目	優良品種（助成の対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明 21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり 25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はつみ

※その他果樹の優良品種については要望書提出時にご確認ください

※ふじ系統、つがる系統の枝変わり品種等については要望書提出時にご確認ください

Ⅲ 申込み締切

令和7年3月21日（金）【厳守】

Ⅳ. 留意事項

- ＊ 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかりと固めて来てください。
漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。
実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。
- ＊ 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2, 000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください（途中でキャンセルとなった場合でも返金されません）。
- ＊ 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。
つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。
- ＊ 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和7年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）
- ＊ 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。苗木の領収書（品種・本数記載）が必ず必要となりますのでご注意ください。
したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。
（ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可）
- ＊ 補助金の交付は、令和8年9月下旬の予定です。

////////////////////////////////////

果樹未収益期間支援事業について

////////////////////////////////////

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植・新植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

Ⅰ. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

Ⅱ. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
果樹経営支援対策事業により改植・新植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円／10a (5. 5万円／10a×4年分)	下限面積：2a 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる 複数年の面積合算は認められない